

# WAKUWAKU通信

2022  
Vol.11



認定NPO法人

豊島子どもWAKUWAKUネットワーク

# 認定NPO法人の認定取得のご報告

NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク(以下「WAKUWAKU」)は、2022年1月7日に、認定特定非営利活動法人(認定NPO法人)として認定を受けました。

WAKUWAKUは、2012年の設立以降、豊島区において「子どもの貧困」をテーマに、遊びサポート、学びサポート、暮らしサポートの3本柱で、子どもと家庭を包括的に支援してまいりました。地域の子どもを地域で見守り育てるために、さまざまなカタチの居場所を点在させ、地域のつながりをつけてきました。

最近では、コロナ禍において、豊島区から事業委託を受け「ライスナイスプロジェクト」「地域がつながるプロジェクト」という2つのプロジェクトを遂行してきました。

WAKUWAKUの活動は、行政、企業のご協力、そして、たくさんの地域住民とのネットワークにより成り立っています。あらためて、これまでWAKUWAKUを応援してくださった皆さんに心より感謝申し上げます。

今後も、WAKUWAKUは、すべての子どもが環境に左右されることなく、自分らしい人生を歩むことをめざして、変わることなく邁進してまいります。引き続き、ご指導ご協力のほど、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

## 理事長 栗林知絵子よりメッセージ

私たちは地域のこどもにおせっかいなことばかりしている小さな住民団体です。この団体が認定を取得できたということは、「おせっかい」がいま社会で求められている証なのかもしれません。そう受け止めて、おせっかいの輪をもっと広げ、そしておせっかいされた親や子どもがオセッカエルとなり未来を豊かにする循環を、多くの仲間と楽しみながら共創していきたいと思います。これからも、よろしくお願ひします。

## ご支援よろしくお願ひします

今回ののみのご寄付から月単位での継続したものまでご利用いただくことが可能です。

カード決済又は、ゆうちょの口座へお振込みいただく方は、WAKUWAKUのホームページの寄付画面または、右記QRコードよりご確認ください。

必要情報を記入後、振り込みの場合は、口座番号等記載された情報がクリック後及びメールにて記載されています。

今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願ひ申し上げます。

<https://toshimawakuwaku.com/support/>

※下記口座に直接お振込みの場合は、必ずメールにて「お名前」「住所」「電話番号」「入金予定日」をお伝えください。ご連絡がなくお振込みいただきました場合は、寄付金控除の受領書が送付できないため、よろしくお願ひいたします。

お問合せメールアドレス：[support@toshimawakuwaku.com](mailto:support@toshimawakuwaku.com)

### 「ゆうちょ銀行からお振込の場合」

【口座番号】00170-5-728808 【加入者名】豊島子どもWAKUWAKUネットワーク

### 「ゆうちょ銀行以外からお振込の場合」

【店名】〇一八(読み ゼロイチハチ) 【店番】018 【預金種目】普通預金 【口座番号】5639629



3生都管第1097号

東京都豊島区池袋三丁目52番21号  
特定非営利活動法人 豊島子どもWAKUWAKUネットワーク

## 認定書

令和3年6月28日付けで申請のあった認定特定非営利活動法人の認定については、特定非営利活動促進法第44条第1項の規定に基づき、下記の期間を有効期間として認定します。

令和4年1月7日

東京都知事 小池百合子  
東京都認定特定非営利活動法人  
認定用

記

認定の有効期間  
令和4年1月7日から  
令和9年1月6日まで



# WAKUWAKUへのご寄付は寄付金控除の対象になります



## 個人による寄付

所得税の算定において、個人の皆さまから当会へのご寄付は、特定寄付金とみなされ寄付金控除の対象となります。寄付額が2,000円以上であれば、確定申告を行うことで寄付金控除が受けられます（年末調整では申告できません）。

※ご寄付の領収書は1年分をまとめて12月31日締めで発行した後、翌1月下旬～2月中旬頃にご登録宛（入金時にご記載いただいたお名前・ご住所）にお送りいたします。ご寄付の都度領収書送付をご希望の方はお問い合わせください。（贊助会員費も寄付金控除の対象となりますので同様に領収書を発行いたします）

### 寄付金控除については、次の2つの方法がございます。

- (1)所得控除 …(年間合計寄付金額 - 2,000円)=寄付金控除額(その年の所得から控除されます)
  - (2)税額控除 …(年間合計寄付金額 - 2,000円)×40%=寄付金控除額(その年の所得税から控除されます)
- なお、控除額には一定の上限額があります。

※どちらが有利な方法になるかは所得などによって異なります。詳しくは所轄税務署や国税庁のホームページをご確認ください。

### 例：東京都豊島区にお住いの方が 年間20,000円の寄付を行った場合

所得税(20,000円 - 2,000円) × 40% = 7,200円

住民税(20,000円 - 2,000円) × 10% = 1,800円

**合計 9,000円の控除**

※上記の例では、豊島区在住の方が区内の認定NPOに寄付すると、最大の「50%」控除が受けられます。

※住民税も寄付金控除の対象になり、控除割合は最大10%(都道府県民税4%／市町村住民税6%)です。ただし、各自治体によって異なります。

※控除額には一定の上限額があります。また、所得によっては従来の所得控除方式が有利となる場合があります。詳しくは最寄の税務署にお問い合わせください。



## 法人によるご寄付

法人税の算定において、法人の皆さまからのご寄付は、一般の寄付金等の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入することができます。損金算入できる金額の計算には、他の認定NPO法人、公益財団法人や公益社団法人等に対する寄付金も含まれますのでご注意ください。

※ご寄付の領収書は都度発行します。

### 「寄付金控除を受けるための手続き」

所轄税務署で確定申告を行ってください（年末調整等では控除できません）。（通常の確定申告時期：毎年2月16日～3月15日）確定申告書提出の際に、当団体の発行した「領収証」を添付してください。

### 「クレジットカードの領収書に記載される日付けについて」

クレジットカード会社により違いはございますが、おおむねクレジットカード決済日から2ヶ月後の日付となります。これは、決済会社からWAKUWAKUに入金された日をご寄付日と扱うためです。ご了承ください。

※領収書の宛名は当団体へのご登録名、ご登録住所（入金時にご記載いただいたもの）とさせていただきます。ご住所・お名前等に変更があった場合にはWAKUWAKU事務局までお知らせください。また領収書の再発行はできませんのでご注意ください。

※物品寄附は原則として領収書（寄付金控除受領書）を発行いたしません。ただし、新品の商品などをまとめた数量ご寄付頂ける場合には、事前にご相談下さい。内容によっては、領収書（寄付金控除受領書）を発行いたします。

※土地、建物等の寄付についても税控除の対象になりますが、寄付者の側で譲渡所得が発生する可能性があります。そうしたご寄付をお考えの方は、事前にご連絡ください。

### 「相続または遺贈によるご寄付の場合」

相続または遺贈により財産を取得した方が、その取得財産等を相続税の申告期限内に寄付してくださった場合、一部の場合を除き、寄付金額には相続税が課税されません。（詳しくは所轄税務署や国税庁のホームページをご確認ください。）

## 「子どものセーフガーディングのための行動規範」を策定致しました

WAKUWAKUでは、公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンにご助言をいただきながら、子どものセーフガーディングについて検討を進めてまいりました。

2022年3月には、安心・安全な運営をしていくために、どのようなことに気を付けていけばよいのか内部スタッフ向けに学ぶ機会を設け、意見交換をいたしました。

そして、この度「子どものセーフガーディングのための行動規範」を策定致しました。

豊島区は行政も、子どもの権利を軸に、子ども若者計画を作り支援を進めています。子どもたちや、子どもを育てる親が、尊重されることで、次世代もお互いを尊重し、偏見のない豊島区を創っていけると思っています。

活動にあたりWAKUWAKUの各事業のスタッフは、この行動規範を遵守しつつ、さらに力を入れて取り組んでいきます。

※行動規範全文はHPにて公開しております。

## WAKUWAKUの中期ビジョン作成しております

2012年6月24日、WAKUWAKU号は「地域の子どもを地域で見守り育てよう!」の合言葉で、ゆるやかにつながった仲間とともに船出しました。2013年には子ども食堂や学習支援、2014年には新天地でのプレーパーク、2016年にはホームスタート、2017年にはWAKUWAKUホーム、充実した居場所を創ってきました。

ところが2020年、新型コロナウイルス蔓延を境に、居場所の運営は窮地に立ちましたが、感染対策を凝らしながら運営し続けています。一方で、毎月の食料支援・住宅支援・就労支援など、子どもたちの生活基盤を守るためのおせっかい事業が急拡大してきました。

それに伴い、活動が活発になってもWAKUWAKU号が沈没しないために、2020年からWAKUWAKU号の修理計画を立て、今年はひとまわり大きく、丈夫なWAKUWAKU号にするための大改修を行いました。

そして、WAKUWAKU号が今後3年間目指す地域、社会について話し合い、ビジョンも策定しました。WAKUWAKU設立から10周年の節目に、これまでを振り返り、WAKUWAKU号の羅針盤(中期ビジョン)が示す未来に向かって、多くの皆さんと共に、ゆっくりと遠くまで進んでいきたいと思います。

理事長 栗林知絵子

※こちらの文章は、中期ビジョン「はじめに」に掲載するものとなります。全文は完成後HPにて掲載予定です

## 「WAKUWAKU入学応援給付金」配布致しました

豊島区の小学・中学・高校の入学者がいるご家庭で、経済的に困難な方を対象に行っている、返済不要の給付金です。皆さまのご支援をいただきながら、2016年から毎年継続して行なってきました。給付金は親に直接会ってお渡しし、面談をしています。この入学応援給付金プロジェクトは、ただ「お金を渡す」のではなく、親の顔を見てお話しすることで、それぞれのご家庭が抱える問題をお聞きし、さまざまな支援に繋げることも大きな目的としています。

2021年度は、小中入学者53名に1万円、高校入学者に70名に4万円、合計123名のご家庭に、お渡しいたしました。

ご支援、本当にありがとうございました。2022年度も実施予定ですので、皆さまのご支援を引き続きどうぞよろしくお願いします。

## 継続的な食料支援「フードサポート」毎月第3土日に開催しています

コロナの影響でお困りの家庭を支援するために、2020年3月より毎月第3土日にフードサポートを実施しております。

毎月500世帯以上のお申込みがあり、現在も生活にお困りの方が多いです。4月に実施したアンケートでは、新年度になったこともあります。教育費用の悩みや、収入が減ったなどのお困りごとが多く目立ちました。毎回5kgのお米をWAKUWAKUで購入し、皆さまにお配りしております。今年度は、まだお米購入費の調達に奔走しております。

今後も食料支援を継続的に切れ目なく行っていくために、どうかご支援のほど、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。